

主 文

被告人を懲役8年に処する。

未決勾留日数中250日をもその刑に算入する。

理 由

【犯罪事実】

第1 被告人は、知人のA（当時21歳）から、自己が貸金業を営んでいるなどとして出資金名目の金銭の交付を受けていたものであるが、

1 同人から、金銭借用名目で現金を騙し取ろうと考え、返済する意思も能力もないのに、これらがあるように装い、平成28年12月6日頃、長崎県諫早市内又は長崎市において、同人に対し、「Bグループが裏切ったせいで資金が足りない。年末で金を借りたい奴はたくさんいるのに、貸すための金が無くて、利益が出せない。52万円貸してほしい。」などと嘘を言って現金52万円の借用を申し込み、前記Aにその旨誤信させ、よって、同月7日、長崎市（住所省略）株式会社C銀行D支店駐車場において、同人から借用名目で現金52万円の交付を受け、

2 前記貸金業に関連して自己が第三者と紛争になったとして、前記Aから同紛争に係る示談金の立替金等の名目で現金を騙し取ろうと考え、真実は、同人が同紛争に巻き込まれた事実はなく、同人が同紛争に係る示談金を支払う必要もないのに、これらがあるように装い、

(1) 平成29年1月15日頃、長崎県雲仙市（住所省略）医療法人E病院敷地内において、同人に対し、「Bグループが警察に被害届を出して、その件で警察に逮捕されていた。今度俺が逮捕されたら、お前も逮捕される。Bグループに支払う示談金として300万円を用意してほしい。」などと嘘を言って、示談金の立替金名目で現金の交付を要求し、前記Aにその旨誤信させ、よって、同日、長崎県諫早市（住所省略）a b号株式会社F G店駐車場において、同人から示談金の立替金名目で現金9万7000円の交付を受け、

- (2) 同日頃、長崎県内又はその周辺において、同人に対し、電話で、「今後被害届を出す可能性のある連中に金を返して縁を切りたい。一気に解決するなら1020万円が要るので出してくれ。」などと嘘を言って、示談金の立替金等の名目で現金の交付を要求し、前記Aにその旨誤信させ、よって、同月16日、長崎市（住所省略）H株式会社I店駐車場において、同人から示談金の立替金等の名目で現金1020万円の交付を受け、
- 3 同人から、金銭借用名目で現金を騙し取ろうと考え、返済する意思も能力もないのに、これらがあるように装い、同月18日頃、長崎県内又はその周辺において、同人に対し、電話で、「急いで800万円を用意できないか。800万円出してくれれば、住宅ローンを組むことができ2000万円が手に入る。その金で、これまでの分と800万円をまとめて返す。」などと嘘を言って現金800万円の借用を申し込み、同人にその旨誤信させ、よって、同月19日、長崎市（住所省略）JK店駐車場において、同人から借用名目で現金800万円の交付を受け、
- 4 同人から、金銭借用名目で現金を騙し取ろうと考え、返済する意思も能力もないのに、これらがあるように装い、同月22日頃、長崎県内又はその周辺において、同人に対し、電話で、「今度、知り合いの社長に金を貸す予定がある。600万円を貸せば1000万円になって返ってくる。600万円貸してほしい。」などと嘘を言って現金600万円の借用を申し込み、前記Aにその旨誤信させ、よって、同月23日、長崎市（住所省略）L駐車場において、同人から借用名目で現金600万円の交付を受け、
- 5 同人から、金銭借用名目で現金を騙し取ろうと考え、返済する意思も能力もないのに、これらがあるように装い、同月26日頃、長崎県内又はその周辺において、同人に対し、電話で、「金貸しグループの幹部が客とトラブルになって警察に逮捕された。このままではお前まで捕まってしまう可能性が高い。その幹部の保釈金に160万円が要るので貸してほしい。」などと嘘を言って現

金160万円の借用を申し込み、前記Aにその旨誤信させ、よって、同月27日、長崎県諫早市（住所省略）M株式会社N〇駅駐車場において、同人から借用名目で現金160万円の交付を受け、

6 同人から、金銭借用名目で現金を騙し取ろうと考え、返済する意思も能力もないのに、これらがあるように装い、同月29日頃、長崎県内又はその周辺において、同人に対し、電話で、「タイで大きな仕事を取り付ける予定がある。相手に信用してもらうための見せ金が必要。見せ金として1000万円を貸してほしい。」などと嘘を言って現金1000万円の借用を申し込み、前記Aにその旨誤信させ、よって、同月30日、長崎県諫早市（住所省略）〇駅前公衆便所において、同人から借用名目で現金1000万円の交付を受け、

7 同人から、金銭借用名目で現金を騙し取ろうと考え、返済する意思も能力もないのに、これらがあるように装い、同年2月5日頃、長崎県内又はその周辺において、同人に対し、電話で、「タイの取引先と話をつけてくるので、タイに行くための旅費が必要。旅費として12万5000円を貸してほしい。」などと嘘を言って現金12万5000円の借用を申し込み、前記Aにその旨誤信させ、よって、同月6日、長崎市（住所省略）PQ店において、同人に、同店に設置された現金自動預払機を利用して、被告人名義口座に現金12万5000円を入金させて同現金の交付を受け、

もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させた。

第2 被告人は、R、S及びTと共謀の上、

1 U（当時28歳）を生命又は身体に対する加害の目的で誘拐しようとして、平成30年2月23日午後1時10分頃から同日午後1時50分頃までの間、名古屋市（住所省略）VW店において、前記Sが資金運用の依頼名目で呼び出していた前記Uに対し、「同居人がUさんと会って話をしたいと言っているの、会ってもらえませんか。」などと虚偽の事実を言って、前記Uにその旨誤信させ、よって、同日午後2時3分頃、前記R、被告人及び前記Tが付近で待

機している名古屋市（住所省略）c d号室まで前記Sが前記Uを同行した上、同室内に同人を入室させ、もって生命又は身体に対する加害の目的で同人を誘拐し、

- 2 同日午後2時8分頃から同日午後2時49分頃までの間、前記c d号室において、同人に対し、その両手首及び両足首を紐様のものでそれぞれ緊縛するなどした上、同人を黒色手提げバッグ内に詰め込むなどし、同人を同室内から脱出することを不可能にさせ、もって同人を不法に逮捕監禁し、
- 3 同日午後2時8分頃から同日午後2時35分頃までの間に、同所において、同人に対し、その顔面を拳で複数回殴る暴行を加え、よって、同人に全治約3週間を要する顔面打撲等の傷害を負わせた。

#### 【事実認定の補足説明】

##### 1 争点

被告人及び弁護人は、第2の1（生命身体加害誘拐）の犯行について、被告人は、U（以下「被害者」という。）に対する生命身体加害目的を有しておらず、正犯意思がなくその罪責は幫助犯にとどまると主張し、第2の3（傷害）の犯行についても、被告人が自ら被害者に暴行を加えたことはなく、正犯意思がないからその罪責は幫助犯にとどまると主張する。

##### 2 前提となる事実

関係証拠によれば、第2の1、3の各犯行に係る外形的事実、すなわち、Sが、Rや被告人の指示ないし意向に従って、資金運用の依頼名目で呼び出した被害者に対し、同居人が話をしたいと言っているので会ってほしい旨嘘を言い、その旨誤信した被害者を、当時TとSが同居していたc d号室（以下「T方」という。）まで同行して誘拐したこと、また、その後、被害者が、同所において、その顔面を拳で複数回殴られる暴行を受け、顔面打撲等の傷害を負ったことはいずれも明らかと認められる。

また、これらの前後を含む一連の経過の中での被告人の関与等について、関係証

拠によれば次の事実が認められる。

(1) 被告人は、平成30年2月13日、電話でRに被害者を知っているかと尋ねられた際、Sが被害者と面識がある旨告げたところ、Rから、被害者を誘い出して捕まえるのに協力してほしい旨依頼され、承諾した。

(2) 被告人は、同月15日、この一件につき、Rと連絡を取り合う中で、Rから、「成功したら、Xさんには電話で話したお礼以外に、この紹介案件で、一切金頂かずうちの粗利50パーあげるから」などとのLINEメッセージを受信し、また、被告人は、「(被害者を)捕まえた時、自分にも少しどつかせてください!!」などとのLINEメッセージをRに送信するなどした。

(3) Sは、被告人の指示で被害者との約束を取り付け、同月18日、被害者と会って仕事の内容等を聞き出し、その後、被告人とSは、その結果を報告するため、ショッピングモールの駐車場でRと会い、その際、Rから、被害者の誘い出しに成功したら報酬を支払うなどとの趣旨を告げられた。

(4) 被告人は、同月21日ないし22日頃、Tに対し、被害者を連れてくる場所をT方とする旨告げ、T方に入る際にはT方マンション1階出入口に設置された防犯カメラに目隠しをするよう指示した。

(5) Tは、同月22日午後11時30分頃、Sから受信した「ガラステーブルだけ外に出しといてだって」「割れるから」などとのLINEメッセージに対し、「おけ」などと返信し、その後、T方に置かれていたガラステーブルをベランダに移動させた。

(6) Sは、同月23日、名古屋市(住所省略)VW店で被害者と会い、被害者をT方に連れ出そうとしたものの、一旦被害者に断られ、電話でその旨被告人に連絡した際、被告人は、Sに対し、同居人が話を聞きたがっていると嘘を言って被害者をT方に連れてくるよう指示した。

(7) 同日午後2時3分頃、Sが被害者を連れてT方に入った後、Tは、Sが被害者に告げていた虚偽の名目に係る同居人を演じてT方に入り、それから間もなく、

Rと被告人もT方に入った。

(8) その後、被告人は、Rの指示を受け、S、Tと共に、被害者の身体を押さえ付けるなどした。

(9) 被告人は、Rの指示を受け、Tと共に、一旦T方マンションを出て、付近のコンビニエンスストアに駐車していたRの自動車をT方マンション前にまで移動させ、再びT方に戻った。その後、被告人は、手足を縛られた状態の被害者に隠し金の在りかを追及し、その様子を携帯電話で録画するなどした。

(10) 被告人は、被害者に対し、大型の黒色手提げバッグの中に自ら入るよう命じ、SとTは、同日午後2時49分頃、被害者が入ったその手提げバッグをT方マンションから運び出し、Rの自動車の後部座席に乗せた。

### 3 検討

#### (1) 第2の1（生命身体加害誘拐）の犯行について

以上のとおり、被告人は、Rから、被害者を誘い出して捕まえる計画を持ち掛けられてこれに応じ、SやTをRに引き合わせ、本件事件当日に至るまで、Rと、S、Tとの間に立ち、Rの意向を受け、或いは自身の判断で、SやTに対し、様々な指示を行っていたものである。被害者を誘い出して捕まえるというその計画自体の性質や内容に加え、本件において、Rが、金銭トラブルに起因して、被害者に対し暴行等の意欲を含む強い害意を有していたことは証拠上明らかと認められるところ、被告人が、この計画につきRと密にやり取りを重ねる中で、そうしたRの意図を理解し得なかったなどとはそもそも到底考えにくい。実際、被告人は、前記のとおり、Rに対し、「自分にも少しどつかせてください」などとのLINEメッセージを送信しているところ、このメッセージの真意につき、Rに迎合したなどとの趣旨を述べているものの、そのような迎合をすること自体、前記のようなRの害意を認識していたことの証左である。また、前記のとおり、本件事件の前日に、SからTに対し、「ガラステーブルだけ外に出しといてだつて」などという他人からの指示の伝達であることを窺わせるLINEメッセージが送信されているところ、

Rは、本件事件当日までT方を訪れたことはなく、T方のガラステーブルの存在を知り得なかったと認められることからすれば、同メッセージに先立ち、T方のガラステーブルを片付けるよう指示したのは被告人であったと合理的に推認し得る。この被告人の指示が、被害者をT方に連れてくれば、抵抗する被害者に暴行を加える事態となることを想定し、これに備えるとの趣旨によるものであったことは明らかであり、被告人は、そうした事態を十分予見していたものと認められる。

そうすると、被告人が、被害者を生命又は身体に対する加害の目的で誘拐することにつき、Rら共犯者との間で、意思を通じ合っていたと認められることに疑いを入れる余地はない。

そして、その上で、被告人は、誘拐役や場所の提供役となるSやTをRに引き合わせ、前記のとおり、Sに対しては、誘拐の下準備から最終的な誘拐の口実に至るまで、Tに対しては、現場となるT方のガラステーブルの片付けや、T方マンション1階出入口に設置された防犯カメラへの目隠し等、Rの犯行計画に沿う様々な指示を行っているのであって、犯行の実行行為そのものを担当したとまではいえないものの、その関与は積極的かつ主体的なものであったというほかはなく、本件を実行する上で、必要かつ重要な役割を担ったと評価し得ることも明らかである。

加えて、被告人は、Rからの報酬の約束の下で犯行に及び、その際、手足を縛られた状態の被害者に隠し金の在りかを追及するなどした上、事後には、現に被害者の金品を共犯者と山分けし、飲食、遊興等に費消しているものであって、こうした事情も、被告人が単にRの犯罪に加担するというにはとどまらず、自己の犯罪を行う意思で犯行に関与したことを強く推認させるものである。なお、被告人は、Rから度々報酬の申出はあったものの、それを受けるつもりはなかったなどと供述するが、事後の行動等に照らして不自然であり、信用することができない。

したがって、被告人は、正犯意思を有して犯行に関与したものと認められ、生命身体加害誘拐の共同正犯としての罪責を免れない。

## (2) 第2の3（傷害）の犯行について

被告人は、自身が被害者に暴行を加えたことはなく、被害者の顔面を拳で複数回殴る暴行を加えたのは専らRであった旨供述するところ、検察官は、被告人が犯行後に被害者の顔面を殴った旨述べていた、などとするTの供述に基づき、被告人による暴行の事実が認められると主張する。しかし、被告人がTに自身の暴行を自認したという、その際の具体的な状況や前後の会話の経緯等の詳細が必ずしも明らかではない中で、その暴行を裏付ける客観証拠も特には存在しない（検察官が指摘する、動画に撮影された被害者の傷害の状況につき所見を述べた専門医の供述や被告人が当時着用していた着衣から被害者のものと一致するDNA型が検出されている事実についても、被害者に対する暴行が被告人によって加えられたことを必ずしも裏付けるものではない。）のであるから、このTの供述のみをもって被告人の暴行を認定することは困難といわざるを得ない。

もっとも、被告人は、暴行の実行行為そのものを行ったものではないとしても、先に述べたとおり、被害者を生命又は身体に対する加害の目的で誘拐することにつき、Rら共犯者と意思を通じ合い、これに主体的かつ積極的に関与し、必要かつ重要な役割を果たしたものと認められる上、更には、T方において、被害者の身体を押さえ付けるなど、被害者に対する物理的な実力行使にも及んでいるのであるから、被告人が、前記加害目的のとおり現に行われた共犯者による暴行についても、共犯者と意思を通じ合った上で必要かつ重要な役割を担ったと評価し得ることは明らかである。

加えて、Rからの報酬の約束や被告人の事後の行動等からも、被告人が自己の犯罪を行う意思で犯行に関与したことが強く推認されるものであることは、第2の1の犯行につき先に述べたところと同様である。

したがって、被告人は、正犯意思を有して犯行に関与したものと認められ、傷害の共同正犯としての罪責を免れない。

#### 【法令の適用】

#### 1 罰 条

第1の1ないし7の各行為につき

いずれも刑法246条1項（第1の2の行為については包括して）

第2の1の行為につき 刑法60条，225条

第2の2の行為につき 刑法60条，220条

第2の3の行為につき 刑法60条，204条

- 2 刑種の選択 第2の3の罪につき，懲役刑を選択
- 3 併合罪の処理 刑法45条前段，47条本文，10条（最も重い第2の3の罪の刑に法定の加重〔ただし，短期は第2の1の罪の刑のそれによる〕）
- 4 未決勾留日数の算入 刑法21条
- 5 訴訟費用の処理 刑事訴訟法181条1項ただし書（負担させない）

【量刑の理由】

まず，生命身体加害誘拐，逮捕監禁，傷害の各犯行についてみると，被告人らは，加害の目的を秘して被害者に虚偽の事実を告げ，被害者を部屋に誘い入れた上，4人がかりで押さえ付け，手足を縛り，着衣を切断するなどして一方的にその行動の自由を奪い，その間に顔面を複数回殴る暴行を加えて被害者に全治約3週間を要する傷害を負わせ，挙げ句は被害者をバッグの中に詰め込み，そのバッグを部屋から運び出すなどしたもので，一連の犯行態様は被害者の人格を無視した誠に残忍なものである。被告人らは，相互に密接に連絡を取り合って事前に犯行を計画し，各々の立場に応じた役割を分担しており，一定の計画性も認められる。被害者が抱いたであろう屈辱や恐怖感，無力感は察するに余りあり，バッグ内に詰め込まれた被害者が共犯者に連れ去られた後に死亡していることとも相俟って，被害者の遺族が被告人らの厳罰を望むのも至極もつともなことというべきである。被告人は，本件の首謀者である共犯者のRに誘われたことがきっかけであったとはいえ，利欲目的も

有してこれに応じ、他の2人の共犯者を巻き込み、Rとその2人の共犯者との間に立って、各犯行の遂行に積極的に協力し、重要な役割を担ったもので、被告人とその2人の共犯者の間には負うべき刑責に大きな懸隔があり、被告人の刑責の重さはRに次ぐものというべきである。

また、詐欺の各犯行は、同一の被害者に対し、わずか2か月間という短期間のうちに、様々な口実を用い、巧みに金銭を騙し取ったもので、ひとたび目を付けた被害者から徹底的に金銭を搾り取るという、誠に執拗なものである。遊興の金欲しさなどというその動機にも酌量の余地は全くない。被害額は合計3654万2000円もの多額に上り、今なお弁償の目途すらなく、被害は重大で、被害者が被告人の厳罰を望むのも当然である。

加えて、各犯行を通じ、被告人の行動は余りにも無思慮かつ浅薄なものというほかに、規範意識の希薄さは顕著である。被告人は公判廷において事実を概ね認めるものの、曖昧か、或いは自己保身的な供述もまみられ、事実に向き合って反省を深めている様子はほとんど見受けられない。

そうすると、被告人の刑事責任は甚だ重いとわざるを得ず、被告人に前科がないことなどの酌むべき事情を勘案しても、被告人に対しては主文の刑を科するのが相当である。

(求刑—懲役10年)

平成31年3月29日

名古屋地方裁判所刑事第4部

裁判長裁判官 神 田 大 助

裁判官 寺 本 真 依 子

裁判官 藤 本 理